

薩摩川内市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律  
事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定義されているものと同一とする。

- (1) 性能向上計画認定 法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号、以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

(適合証)

第3条 薩摩川内市手数料条例（平成16年薩摩川内市条例第70号）別表第3の66の項の(1)のアに規定する市長が認める書類は、次の各号に掲げる書類（以下「適合証」という。）とする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関による品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。）の写し

(性能向上計画認定申請)

第4条 法第29条第1項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「計画認定申請者」という。）は、規則に定める認定申請書の正本1部及び副本1部に、それぞれに規則第20条第1項に定める図書を添えたもの（以下「計画認定申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- 2 計画認定申請書を提出する際、前条に規定する適合証を添付する場合は、それぞれ当該適合証及び当該適合証の写しを添えたものを、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の適合証は、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しているものであることとする。
- 4 第1項の認定に係る計画について建築基準法第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けている場合、計

画認定申請者に対して当該確認済証及び同条第1項の規定による確認申請書の副本の提示を求め、計画認定申請書との照合を行うものとする。

5 第1項の認定は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築等に係る工事の着工前であれば申請できるものとする。

6 市長は、計画認定申請者に対し認定申請の内容を審査したうえで、必要な助言、指導及び指示を行うことができる。

(性能向上計画認定)

第5条 市長は、計画認定申請書の内容が法第30条第1項各号の規定による基準に適合していることを認める場合は、規則第24条に定める通知書に計画認定申請書の副本を添えて、計画認定申請者に通知するものとする。

2 市長は、計画を認定しない場合はその理由を添えて、認定しない旨の通知書(様式第1号)を計画認定申請者に通知するものとする。

(確認申請を伴う場合)

第6条 計画認定申請者は、法第30条第2項の規定による申出を行う場合は、計画認定申請書に確認申請書の正本2部及び副本1部を添えたものを、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受ける場合は、確認申請書の正本及び副本に「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項による申出」と記入させるものとする。

3 市長は、第1項の申請に係る建築物が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、同条第7項を準用し、計画認定申請者に適合判定通知書又はその写し(以下「適合判定通知書等」という。)の提出を求めるものとする。

4 市長は、第1項の申出があった場合は、法第30条第3項の規定に基づき、確認申請書の正本2部及び副本1部を建築主事及び建築副主事(以下「建築主事等」という。)に通知するものとする。

5 市長は、認定申請者から第3項の規定に基づき提出された適合判定通知書等を建築主事等に送付するものとする。

6 建築主事等は、第4項による通知に係る建築物の計画が、建築基準法第6条第1項の規定による建築基準関係規定に適合する場合は、確認済証に確認申請書の副本を添えたものを、市長に通知するものとする。

7 建築主事等は、前項の場合において、第4項における通知に係る建築物が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものである場合は、市長から第5項の送付を受けた場合に限り、前項の通知を行うこととする。

8 市長は、第6項の通知を受け性能向上計画認定を行う場合は、認定通知書に計画認定申請書の副本及び確認申請書の副本を添えたものを、計画認定申請者に通知するものとする。

(変更認定)

第7条 法第31条第1項に規定する認定建築主(以下「認定建築主」という。)は、同項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定(以下「変更認定」という。)を申請しようとする場合は、前3条の規定を準用するものとする。

2 認定建築主は、規則第25条各号の規定による軽微な変更をしようとする場合は、軽微な変更届(様式第2号)を市長へ届け出るものとする。  
(取下届等)

第8条 認定建築主は、性能向上計画認定又は変更認定(以下「認定等」という。)の申請を取り下げようとする場合は、取下届(様式第3号)を市長に届け出るものとする。

2 認定建築主は、認定等を受けた建築物について、認定等に係る建築物の建築を取り止める旨の申出を行う場合は、取止届(様式第4号)に認定等を受けたことを証する書類を添えて、市長に届け出るものとする。

3 認定建築主は、前項の規定に基づく届け出を行う場合は、事前に市長と協議するものとする。  
(工事完了報告)

第9条 認定建築主は、認定等を受けた建築物の工事が完了した場合は、工事完了報告書(様式第5号)に検査済証の写し(建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認を受けた場合に限る。)及び工事写真を添えて市長へ届け出るものとする。  
(改善命令)

第10条 市長は、法第33条に基づく命令を行う場合は、認定建築主に対し、改善命令書(様式第6号)を交付するものとする。  
(報告の徴収)

第11条 市長は、法の施行に必要な場合は、認定建築主に対し、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し、状況報告書(様式第7号)の提出による報告を求めることができる。  
(認定の取消し)

第12条 市長は、次に掲げる場合には、認定建築主に対し、認定取消通知書(様式第8号)を交付し、性能向上計画認定を取り消すことができる。  
(1) 認定建築主が法第33条に規定する命令に違反した場合  
(2) 認定建築主から第8条第2項の規定による届出の提出があった場合  
(台帳の整備)

第13条 市長は、性能向上計画認定を受けた建築物及び基準適合認定建築物の台帳を整備し、認定等、報告及び届出等の事項を記録しておかなければならない。  
(その他)

第14条 前条までの規定により難しい場合は、別途、市長が定めるものとする。  
附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 1 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。